社会福祉法人大任町社会福祉協議会臨時職員賃金規則

令和3年3月18日制定 大任町社協規程第19号 改正令和4年9月30日 規程第19号 改正令和5年6月7日 規程第19号

第1章 賃 金

(目的)

- 第1条 社会福祉法人大任町社会福祉協議会臨時職員就業規則第20条の規定により、臨時職員の賃金は、本賃金規則の定めるところによる。
- 2 この規則で職員とは、次に掲げる者をいう。
- (1) 保育士
- (2) バス運転手
- (3) その他

(給与の種類)

- 第2条 賃金の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 基本給
 - (2) 通勤手当
 - (3) 割增賃金(時間外、休日勤務割増賃金)
 - (4) 期末手当

(基本給)

第3条 基本給は、大任町会計年度任用職員の給与に関する規則(令和元年規則第8号)に 定める表を準用し、月額を会長が決定する。

(通勤手当)

- 第4条 通勤手当は、次に掲げる職員に次の額を支給する。ただし、距離が片道2キロメートル未満である職員は除く。
 - (1) 通勤のために、運賃を負担して交通機関を利用する職員は、次の額とする。
 - (イ) その利用区間の1か月の定期券の価格。ただし、その額が55,000円を超えるときは、その額から55,000円を差し引いた額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円)を55,000円に加算した額(1円未満の端数は切り捨てる。)
 - (2) 通勤のため自動車等の交通の用具を使用する職員は、次の月額とする。
 - (イ) 自動車等を使用する距離が片道5キロメートル未満の場合は 2,000円
 - (ロ) 自動車等を使用する距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満の 場合は 4,200円

- (ハ) 自動車等を使用する距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未の 場合は 7,100円
- (二) 自動車等を使用する距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未の 場合は 10,000 円
- (ホ) 自動車等を使用する距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未の 場合は 12,900 円
- (へ) 自動車等を使用する距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未の 場合は 15,800 円
- (ト) 自動車等を使用する距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未の 場合は 18,700 円
- (チ) 自動車等を使用する距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未の 場合は 21,600 円
- (リ) 自動車等を使用する距離が片道 40 キロメートル以上の場合は 24,400 円
- (3) 通勤のため運賃を負担して交通機関を利用し、かつ自動車等を使用する職員は、 次の額とする。
 - (イ) 自動車等を使用する距離が片道 2 キロメートル以上の場合は、1 か月の運賃額に第 2 号の金額を加えた額。ただし、その金額が 55,000 円を超えるときは、その額と 55,000 円との差額の 2 分の 1 (差額の 2 分の 1 が 5,000 円を超えるときは 5,000 円) を 55,000 円に加算した額。
 - (ロ) 自動車等を使用する距離が片道2キロメートル未満で、1か月の運賃額が2,000 円以上のときは第1号に掲げる額。
 - (ハ) 自動車等を使用する距離が片道2キロメートル未満で、1か月の運賃額が2,000 円未満のときは第2号に掲げる額。

(通勤手当に係る届出)

第5条 新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、通勤届に通勤方法、 運賃の額を証明する文書等を添付して会長に届け出なければならない。住居、通勤経路、 若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のための負担する運賃の額に変更があった場合も同 様とする。

(通勤手当を支給できない場合)

第6条 通勤手当を受けている職員が出張、休暇、欠勤、その他の事由により、月の1日から 末日までの期間の全日数にわたって通勤しないときは、その月の通勤手当は支給すること ができない。

(通勤手当の支給の始期及び終期)

第7条 通勤手当は、届出の日の属する賃金締切期間の次の賃金締切期間から受給資格の喪

失の日の属する賃金締切期間まで支給する。

- 2 通勤手当は、社会福祉法人大任町社会福祉協議会臨時職員就業規則第19条の規定による休職中の者については、休職となった日の属する賃金締切期間の次の賃金締切期間から 復職した日の属する賃金締切期間の直前の賃金締切期間まで支給しない。
- 3 通勤手当は、賃金の支給日に支給する。

(事後の確認)

第8条 会長は、現に通勤手当を受けている職員についてその者が第4条の職員たる要件を 具備するかどうかを、随時確認するものとする。

(時間外勤務割増賃金)

第9条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員は、正規の勤務時間を超えて勤務した全ての時間に対して、勤務時間1時間につき、第11条に規定する勤務1時間あたりの賃金に、正規の勤務時間を超えて勤務した次号の区分に応じてそれぞれ定める割合(その勤務時間が午後10時から午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務割増賃金として支給する。

100 分の 125

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

(休日勤務割増賃金)

第10条 休日において正規の勤務時間中に勤務した全ての時間に対して、勤務時間1時間につき、第11条に規定する勤務1時間あたりの給与額の100分の135を休日勤務割増賃金として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても休日勤務割増賃金は支給しない。

(勤務1時間あたりの賃金の算出)

- 第 11 条 勤務 1 時間あたりの賃金は、基本給月額金額に 12 を乗じ、その額を 1 週間の勤務時間に 52 を乗じたものから祝日法による休日等及び年末年始の休日に係る勤務時間数を減じたもので除して得た額(以下「1 時間当りの賃金額」という。)とする。
- 2 前項において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は四捨五入するものとする。

(時間外勤務割増賃金等の支給)

第12条 時間外勤務割増賃金及び休日勤務割増賃金は、当月分を翌月の給料の支給日に支給 する。

(期末手当)

第13条 期末手当は6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」 という。)にそれぞれ在職し、次の各号に該当する臨時職員に対し支給する。

- (1) 雇用された日から引続き3月を経過していること。
- (2) 基準日前3月の平均勤務日数が15日以上あること。
- 2 期末手当の額は大任町会計任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 11号)に準じ、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、 次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6月	100/100
5月以上6月未満	80/100
3月以上5月未満	60/100
3月未満	30/100

- 3 第 2 項に規定する在職期間は職員として在職した期間とし、その算定については次に定める期間を除算する。
 - (1)産前産後の休暇、育児・介護休業等規則に基づく休暇期間、育児時間、生理日の休暇 期間。
 - (2)賃金を減額された期間。
 - (3) 休職していた期間並びに業務上の傷病休暇期間。
 - (4) 懲戒により出勤停止にされていた期間の全期間。
 - (5) 期末手当基準日前 6 月の全期間にわたって勤務した日がない場合には前各号の規定にかかわらずその全期間。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行し、施行後の給料月額が最低賃金法を上回る場合は、令和5年度の雇用契約から適用する。

附 則

この規則は、令和5年6月1日から適用する。

(第3条関係)

給料表

1		
職務の級	1 級	2 級
号 給	基本月額	基本月額
	円	円
1	162,100	208,000
2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900
5	166,600	214,400
6	167,700	216,200
7	168,800	217,900
8	169,900	219,600
9	170,900	221,100
10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800
14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400
18	183,200	234,000
19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100
22	189,600	239,700
23	191,800	241,200
24	194,000	242,600
25	196,200	243,600
26	197,900	245,100
27	199,400	246,400
28	200,900	247,600
29	202,400	248,700
30	203,800	249,700
31	205,200	250,600
32	206,600	251,500
33	208,000	252,400
34	209,300	253,300
35	210,600	254,100
36	211,900	254,900
37	213,200	255,600
38	214,400	256,700
39	215,600	257,900
40	216,700	259,000
•	•	

41	217,800	260,200
42	218,900	261,400
43	219,900	262,500
44	220,900	263,600
45	221,800	264,700
46	222,700	265,800
47	223,600	266,900
48	224,500	267,900
49	225,400	268,900
50	226,300	269,900
51	227,200	270,900
52	228,100	271,800
53	228,900	272,700
54	229,800	273,600
55	230,700	274,500
56	231,500	275,400
57	231,800	276,300
58	232,600	277,200
59	233,300	278,100
60	233,900	279,000
61	234,500	280,000
62		281,000
63		281,900
64		282,800
65		283,300
66		284,000
67		284,700
68		285,600
69		286,600
70		287,400
71		288,200
72		289,000
73		289,700
74		290,200
75		290,600
76		291,000
77		291,200
78		291,500
79		291,700
80		292,000
81		292,200
82		292,400
83		292,700
84		292,900
85		293,200
86		293,500
87		293,800
88		294,100
I	1	231,100

I	89	294,400
	90	294,800
	91	295,100
	92	295,500